

観光客には「おもてなしの心」を

津山市はここ数年、津山ホルモンうどんによる知名度の向上を系口に、歴史文化の豊かな観光都市としての魅力を全国に発信しつつあります。この春オープンした「新津山洋学資料館」も大きな魅力の一つです。

たくさんのお客が津山に来て楽しんでもらうために一番大切なことは、市民一人ひとりがお客様に対し「おもてなしの心」を持つことだと考えます。それにはまず市民自身が津山の本当の魅力を知り、津山を誇りに思い、津山の良さを他の地域や外国の人たちに理解してもらいたいと思いい、行動することです。その思いは必ずお客様に届くものと考えます。

ホテルの従業員、タクシードライバー、観光協会の職員、歴史的建造物の管理者、津山で日々生活する市民、自治体の職員などがそれぞれの立場で「ようこそいらっしゃいました」との気持ちを持って、お客様に「おもてなしの心」を感じてもらえるように努めます。最近、小笠原諸島の父島と母島を訪れました。船で25時間半ほど掛かるこれらの島では、ペンションでの心遣いや埠頭での見送りなど、温かい「おもてなしの心」をいただきました。津山もそうあってほしいと思います。

佐々木 建成

市政アドバイザーからの
津山への提言



財団法人気象業務支援センター 会長
佐々木 建成さん(埼玉県)

運輸、地域交通行政、成田空港整備拡張などに尽力した後、気象情報提供の分野などで活躍している佐々木さんから提言をいただきました。

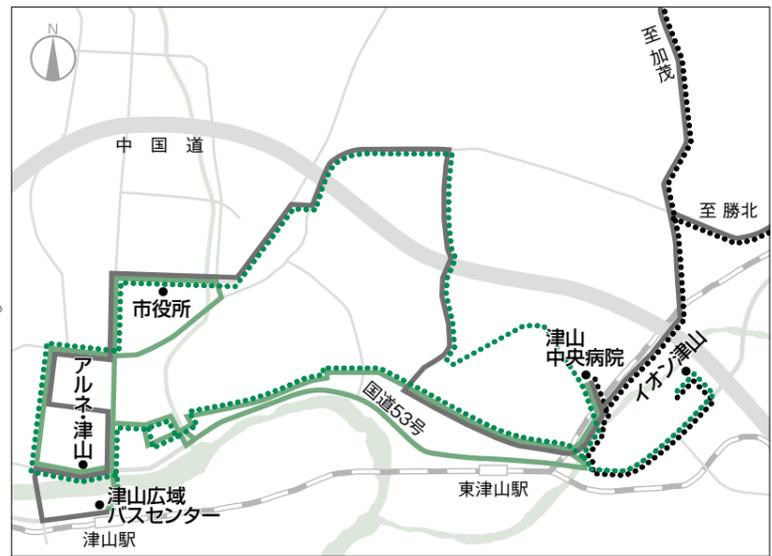
地域公共交通の見直し

「地域公共交通総合連携計画」に基づいて、本年度から「地域公共交通活性化・再生総合事業」として地域公共交通の見直しを実施しています。

10月をめどに循環ごんごバス、加茂・勝北ごんごバスの路線を見直し、変更します。

新路線に慣れてもらうため、無料体験乗車（1週間程度）を実施する予定です。

※詳しくは、中鉄美作バス ☎24-9550、中鉄北部バス ☎27-2827へお問い合わせください。



問い合わせ先 交通政策課 ☎32-2075

◎ささき たけしげ 昭和12年3月北海道生まれ。津山高校を経て、昭和35年東京大学法学部を卒業。運輸省地域交通局長、新東京国際空港公団副総裁などを経て、平成17年より現職。

つやま・エコ・システム7周年キャンペーン

特典① ☆キャンペーン期間中はレジ袋を断るとエコ・シールが2枚もらえる!

特典② ☆景品交換したエコ・カードの中から抽選で協賛店で使える商品券が当たる!

キャンペーン実施期間 **10月1日(金)～31日(日)**

協賛店専用商品券 総額 **10万円**

5,000円分……5本
1,000円分……25本
500円分……100本

※商品券の有効期限は12月20日(月)

エコ・カード 必ず住所・氏名を記入してね! 協賛店の目印

つやま・エコ・システムとは

レジ袋を断って地球環境を守ろう!

つやま・エコ・システムに参加している協賛店で買い物をするとき、マイバッグを持参するなどしてレジ袋のサービスを断れば、エコ・シール(切手状のシール)が1枚もらえるポイント制度です。シールをエコ・カードに貼って集めると次の景品と交換、またはユニセフに寄付することもできます。

①エコ・シール10枚:ごみ袋1枚
②エコ・シール20枚:トイレ紙トーパーパーロール

マイバッグがあるのでレジ袋はいりません

レジ袋を断るとエコ・シールがもらえる

ご協力ありがとうございます

レジ袋削減報告

制度開始(平成15年10月)から平成22年3月までに削減されたレジ袋枚数2,484,322枚

ドラム缶(200ℓ)の石油に換算すると約**200本**の石油を削減!

問い合わせ先 環境事業所 ☎22・8255

2010 国勢調査

平成22年10月1日、5年に1度の国勢調査を実施します! 皆さんのお宅に国勢調査員が伺います。9月下旬から国勢調査員が全世帯に調査票を配布し、10月上旬に回収します(郵送回答も可能です)。皆さんは10月1日の状況を記入し、提出してください。



- 国勢調査員はどんな人なの?**
国勢調査員は総務大臣が任命する非常勤の国家公務員で、写真付きの調査員証と腕章をつけています。
- どんなことを調べるの?**
世帯員一人ひとりの性別、出生の年月、通勤・通学地などや世帯の種類、世帯員の数など全20項目について調べます。
- 個人情報を守られるの?**
国勢調査員には厳格な守秘義務が課せられています。違反した場合には罰則があります。また、今回から調査票は封をして提出することになりました。調査員が記入内容を見ることは決してありません。調査票は、厳重に管理され統計を作る目的だけに使用し、最後は完全に溶解処分します。
- どうしても答えなければいけないの?**
調査に協力いただけたらいいですが、誤った回答をすると間違った統計になってしまいます。「統計法」や「国勢調査令」で報告義務があると規定されています。

仕事などで昼間は不在がちな世帯の人へ

調査員が調査のお願いに伺いますが、不在の場合、ポストに連絡先を記入したメモと調査書類を置かせてもらうことがあります。調査票の提出にご協力をお願いします。



問い合わせ先 協働推進課 ☎32・2032